

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第6回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成29年11月1日(水)午後1時15分～2時38分		
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報告事項			
議 題	(1)国民健康保険税率等の改正について(審議・答申)・公開 (2)その他・公開		
会 議 資 料	資料13 国民健康保険税の緩和措置について 所沢市国民健康保険税率等の改正について(答申案) 所沢市国民健康保険税率等の改正について(答申案)に係る付帯意見		
担当部課名等	健康推進部長 青木 千明	保健センター長 須田 浩美	
	健康推進部次長 岸 健次	国民健康保険課長 森田 英明	
	国民健康保険課主幹 小川 和彦	国民健康保険課主査 古瀬 力	
	国民健康保険課主査 石川 純也	国民健康保険課主査 藤井 優子	
	国民健康保険課主任 藤澤 祐介	国民健康保険課主任 重田 翼	
	国民健康保険課主任 今井 江美		
	収税担当参事 関口 裕教	収税課主幹 杉田 裕一	
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 17 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。 全部で 4 点ございます。</p> <p>①会 議 次 第 1 枚 ②席 次 表 1 枚 ③運営協議会委員名簿 1 枚 ④資料 13（国民健康保険税の緩和措置について） 1 枚</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また前回第 4 回、第 5 回の会議資料として送付いたしました、「資料 1 から資料 12」はお持ちでしょうか。 お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付け下さい。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長にお願いしたいと存じます。 本橋会長よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは議長の座を務めさせていただきます。 議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議内容につきましては全て公開となっております。</p> <p>また、傍聴者の方へは、</p> <p>①本日の会議次第 1 枚 ②資料 14 枚（資料 1～資料 13：参考資料含む）</p> <p>を配布いたします。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきまして、これまでと同様、会議録は要</p>

		<p>約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>皆さん、「異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、本日、傍聴の方がいらっしゃるか確認をお願いします。</p>
司	会	<p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者はいらっしゃいません。</p>
議	長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題（1）「所沢市国民健康保険税率等の改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>前回の第 5 回の運営協議会において、委員から、税率改正により被保険者が多い世帯に過大な負担が生じる可能性もあるため、子育て世帯への緩和策を検討してほしい旨の意見が示されましたので事務局において緩和策の案を作成しました。</p> <p>概要としては、平成 30 年度から国民健康保険税の税率等の改正に伴い、子育て世帯に配慮した緩和措置として、平成 30 年度分に限り、若年層の被保険者 1 人あたりの医療給付費分均等割額を最大 3,800 円減額するものです。</p> <p>今回の改正案は、資産割税率を低減することによる減収分を均等割額の値上げにより賄うという改正案ですが、均等割額を 3,800 円上げますので、この増額分について、若年者に対して減額措置を設けるものです。</p> <p>対象被保険者は、平成 8 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日生まれの被保険者であり、高校生及び大学生の被保険者を想定しています。対象者の人数は、平成 29 年 6 月末現在で約 3,800 人と見込まれます。</p> <p>義務教育課程終了時までの児童・生徒等の被保険者は、子ども医療費</p>

	<p>助成制度の対象であり、医療費が実質無料であることから、対象者から除くことを考えており、授業料等、お金がかかる世代である高校生、大学生を対象とした緩和措置とするものです。</p> <p>対象被保険者 1 人あたりの減額分については、年間の 1 人あたりの医療給付費分の均等割額を最大 3, 800 円減額します。なお、均等割額については、所得に応じて 7 割、5 割、2 割軽減の法定軽減があり、例えば 7 割軽減世帯の方については、均等割額が通常の 3 割分しか賦課されません。軽減適用がない場合であれば 1 万 500 円のところで、7 軽減適用の場合は 3, 150 円のみとなります。通常では税率改正により 3, 800 円の引き上げとなりますが、このような世帯は 3, 800 円のうち、3 割分のみの増額となりますので、増額分の 1, 140 円を緩和するものです。同様に 5 割軽減世帯については 1, 900 円、2 割軽減世帯については 3, 040 円の緩和となりますので、軽減対象世帯かどうかにもよるため、最大 3, 800 円と記載しているものです。</p> <p>また、国保の被保険者の中には、年度途中で資格取得・資格喪失する方もいますので、その場合は月割りで減額することとなります。</p> <p>この緩和措置を実施したことによる影響額としては 1, 000 万円程度と試算しております。施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日からといたします。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>私も経験がありますが、高校生、大学生は何かと費用がかかりますので、この度の軽減措置はここを対象としたものであり、よろしいと考えます。</p>
委 員	<p>緩和措置は平成 30 年度分に限るとしてはありますが、継続はしないのですか。</p>
事 務 局	<p>緩和措置を行なうためには、約 1, 000 万円の費用がかかります。この緩和措置を毎年実施いたしますと毎年約 1, 000 万円の費用を要することとなります。</p> <p>前回の運営協議会において、赤字解消計画をお示ししたところですが、例えばジェネリック医薬品の利用率を 1% 上昇させることで、約 1, 000 万円の医療費を削減できるとお伝えしましたが、緩和措置を継続</p>

	<p>することで、赤字解消分が消えてしまうことになり、ジェネリック医薬品の利用率をさらに1%上昇させなければならなくなります。このように、緩和措置を継続させることで、他の赤字解消施策について、計画を上回る結果を要求されることとなります。</p> <p>また、平成 27 年度の税率改正においては、全体で約 4 億 8,000 万円の増収を行っており、今回の 1 億 8,000 万円の増収を図る改正よりも増税額としては大きなものでしたが、その際も緩和措置については単年度のみとしております。以上のことから、今回の税率改正においても単年度のみ緩和措置が適当であると考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、皆様にお諮りします。緩和策については、事務局案を採用することとしてよろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声あり、委員了承></p> <p>また、今回の答申には、審議の中で、これまでに皆様からいただいた意見等も盛り込みたいと思いますが、いかがですか。</p> <p><委員了承></p> <p>それでは、事務局においては答申案を作成願います。答申案ができるまでの間、暫時休憩とします。</p> <p><休憩中に事務局にて答申案を作成、会長は、答申案作成のため退室></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、会議を再開します。</p> <p>ほかに緩和策に関して何かありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>緩和措置により約 1,000 万円がかかるとのことですが、前回の赤字解消計画にはこの分は考慮されていなかったわけであり、この点はいかに考えればよいのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>赤字解消計画は、平成 30 年から 35 年度までの 6 年間で 11 億円の赤字を解消するものですが、現在、この緩和措置に伴う影響額は考慮されていませんので、計画期間のどこかで検討することが必要です。計画では、平成 30 年度には 3 億 6,000 万円の赤字が解消され、赤字繰入額は 7 億 4,000 万円になる計画でしたが、緩和策の実施に伴い、追加で 1,000 万円を一般会計から繰り入れることが求められます。</p> <p>現時点で赤字解消計画を作成し直すのは難しいので、この 6 年の計画</p>

		<p>期間において、例えば、ジェネリック利用率を計画より 1 パーセント多く引き上げるなど、他の施策で解消していきたいと考えております。</p>
議	長	<p>緩和措置については 30 年度に限るとのことですが、税率改正の都度、緩和措置が取られれば、その度に赤字解消計画を変更していくのですか。</p>
事 務 局		<p>赤字解消計画では、平成 33 年度、平成 35 年度にも税率改正を予定しておりますので、何らかの緩和措置を行なうことは想定されます。</p> <p>また、今後の医療費等の推移も不透明であり、そういったことも含め、赤字解消計画は随時見直しを行っていくことが適当であると考えています。</p>
議	長	<p>ジェネリック利用率を上昇させる等の対応を含め、今後において検討していくとのことでした。</p> <p>次に答申案について説明願います。</p>
事 務 局		<p>それでは、答申案について朗読いたします。</p> <p><答申案及び付帯意見朗読></p>
議	長	<p>答申案について、ご質問、ご意見ありますか。</p>
委 員		<p>先ほどの緩和措置に伴う影響額と赤字解消計画との兼ね合いについて、対応策を付帯意見などに盛り込むべきではないですか。</p>
事 務 局		<p>緩和策の影響額への対応については、付帯意見において収納率の向上やジェネリック医薬品の利用率向上で賄う旨が示されています。</p>
委 員		<p>緩和策を図ることで新たに発生する 1,000 万円の赤字について解消計画の中で考慮や議論がされていないままに答申することはよくないと考えます。運営協議会の議論を経て、最終的に条例案として議会へも提案されるわけであり、ここで検討しておく必要があるのではないでしょうか。</p>
議	長	<p>答申の付帯意見にさらに付記しますか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>答申は税率改正について諮問された内容に対するものとして考えますと、緩和策を行なうための財源の確保や、赤字解消計画などの見直しについては、答申の付帯意見に付記するというより、会議録に記載することで、緩和措置に伴う財源の確保への対応策等について、運営協議会において、きちんと審議されていたことが確認できるものと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>運営協議会として緩和措置に伴う影響額への対応策等を検討しなかったということはよくないことですので、会議録に残し、検討されたことが分かるようにすべきであると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>会長として、会議録に、その点はしっかり記載されていることを確認していきたいと思います。ほかに何かありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>内容は問題ないと考えます。しかし、「医療給付費均等割額最大 3,800 円を減額する緩和措置を実施するものとする」の部分については「医療給付費分均等割額を最大 3,800 円減額する緩和措置を実施するものとする」といった書き方へ変更した方がよいと考えます。また、付帯意見の「収納率向上」は「国民健康保険税の収納率向上」として、何の収納率を上げるのか明確にした方がよろしいと思います。次に、同じく付帯意見の「ジェネリック医薬品の利用を促進し、特定健康診査などの受診率向上に努めていただき」の部分について、この文章であると、ジェネリック医薬品の利用率向上を促進すると健診の受診率が向上すると読めてしまうので、これは別のものであることから、「ジェネリック医薬品の利用を促進するとともに、特定健康診査などの受診率向上に努めていただき」とした方が適当であると考えます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、そのとおり訂正します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに何かありますか。 <意見等なし></p> <p>では、答申案はそのように修正し、最終的な答申書を作成したいと思います。よろしいですか。 <委員了承></p> <p>それでは、そのように決定します。 事務局にて答申書を作成するため、暫時休憩とします。</p>

		＜休憩中に事務局にて答申書作成＞	
議	長	<p>会議を再開します。</p> <p>手元に修正した答申案を配布しましたが、この内容で答申書としてよろしいですか。</p> <p>＜委員了承＞</p> <p>それでは、この内容で答申書とすることに決定します。</p> <p>答申をするにあたり市長をお呼びください。</p>	
事	務	局	<p>本日は市長が不在のため、代理として副市長をお呼びいたしますので、少々お待ちください。</p>
		＜副市長入室、着席＞	
事	務	局	<p>会長から副市長へ答申をお願いいたします。</p>
議	長	<p>＜答申書及び付帯意見朗読、提出＞</p>	
事	務	局	<p>副市長からあいさつがございます。</p>
副	市	長	<p>＜市長あいさつを代読＞</p>
事	務	局	<p>ここで、副市長につきましては所用のため退席させていただきますので、ご了承願います。</p>
		＜副市長退席＞	
議	長	<p>それでは、事務局は各委員へ答申書の写しを配布して下さい。</p> <p>＜事務局にて各委員へ答申書の写しを配布＞</p> <p>委員の皆様におかれましては、これまで税率改正について、ご審議いただき、感謝申し上げます。</p>	

	<p>それでは、ほかに何かありますか。ないようでしたら、議題 2 その他へ移ります。事務局より何かありますか。</p>
事務局	<p>本日の答申を尊重させていただきまして、平成 29 年 12 月定例会に国民健康保険税率等の改正議案として提出をさせていただきます。</p> <p>議案の写しと議案資料、議会スケジュールを、準備が整い次第、委員の皆様へ郵送いたします。</p> <p>また、第 2 期所沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）については、ご意見等は無いようですので、今後国民健康保険団体連合会へ提出し、その後確定となりましたら、ご報告いたします。</p> <p>最後に委員の皆様へお願いでございます。国民健康保険課では、特定健康診査を実施していますが、受診率が伸び悩んでいます。このため、ぜひ、委員の皆様のお知恵を拝借できたらと思い、次回の運営協議会にて、特定健康診査の受診率を伸ばす策について何かご意見、ご助言をいただければと存じます。</p>
委員	<p>特定健診の未受診者は何人なのか。</p>
事務局	<p>対象者は約 6 万人であり、受診率は約 40 パーセントでございますので、未受診者は約 3 万 6,000 人です。この中には、既に通院しており、定期的に医師に診察してもらっている方で受診しないという方もいますが、通院しておらず、健診も受診しない方というのも約 1 万人います。</p>
委員	<p>自治連合会としても会議や回覧等で広報について全面的に支援していきたいと考えます。</p>
事務局	<p>他に何かありますか。</p> <p><意見等なし></p> <p>それでは本日の議事については、これで終了とさせていただきます。</p> <p>以上で会議はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございます。</p> <p>最後に、閉会のことばを吉野職務代理よりお願いいたします。</p>

様式第 2 号

職 務 代 理	＜閉会の挨拶＞
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>さて、現在のところ、年内は運営協議会でご審議いただく案件はございません。年明け 2 月頃に運営協議会を予定しております。</p> <p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。</p>
会 長 署 名	

平成29年度第6回所沢市国民健康保険運営協議会委員出欠表

平成29年11月1日現在

代表区分	推薦依頼先		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	○	木下 芙美子
	いるま野農業協同組合	○	石井 敏夫
		○	平岡 豊子
	所沢市連合婦人会	○	岩渕 淑子
	所沢商工会議所	○	吉澤 富江
	所沢市自治連合会	○	高柳 進
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	○	猪俣 俊晴
		×	平林 多津司
		○	三浦 昇悟
		×	小関 信之
	所沢市歯科医師会	○	田中 利幸
	所沢市薬剤師会	○	安達 秀夫
公益代表	市長が定める者	○	本橋 栄三
		○	村田 美智子
		○	吉野 貞治
	所沢商店街連合会	○	宇佐 美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	○	赤坂 悦
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	迫 幸太郎
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	○	熊谷 隆良
	公立学校共済組合 埼玉支部	×	飯村 光良
	西武健康保険組合	○	佐瀬 満雄

任期 平成30年12月31日まで